

中華人民共和国保健省、日本国厚生労働省、大韓民国保健福祉部間の
新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書（案）　仮訳（※）

中華人民共和国保健省、日本国厚生労働省、大韓民国保健福祉部は、

新型インフルエンザに関する保健及び医学の分野における各国間の有意義な協力を構築する
という意志に導かれ、

大韓民国、中華人民共和国、日本国が、医学及び保健の研究において強固な伝統を共有し、保健
分野における協力の長い歴史を有することを考慮し、

新型インフルエンザによる公衆衛生及び経済への被害を最小化するために国際的な協力が重要で
あることを認識し、

大韓民国、中華人民共和国、日本国間の新型インフルエンザフリートライアングルの達成の必要
性と、そのような地域を構築するための、効果的な方法を開発する、共通の努力が必要であるこ
とを考慮し、

次の共通認識に達した。

保健福祉部、衛生部、厚生労働省（以下参加者と称する）、は次の一般原則に従って、新型インフ
ルエンザの予防とコントロールにおける協力的努力を強化し拡大することを目的とする。

- (a)すべての活動は平等、相互関係、相互利益に基づいて実施される。
- (b)本覚書に定められている協力は、中華人民共和国、日本国、大韓民国の機関もしくは個人間
に現在構築されている関係に影響を与えるものではない。むしろ、参加者は共同活動の新し
い分野を明らかにし、現在の活動との不必要的重複を避ける努力をすることを目的とする。
- (c)共同活動は、可能であれば、世界保健機関及び他の国連機関を含めた、他の国際保健団体の
目標及び活動と協調し、支持するものであることが期待される。

参加者は、新型インフルエンザに関連した、幅広い互いの関心事項における協力の拡大を定める
計画である。初期の試みは、次の分野における共通問題に取り組む共同活動の構築に対して実施
される予定である。

- (a)衛生分野の検疫、監視、疫学調査、迅速な情報共有、
- (b)診断、治療、
- (c)ワクチン開発及び抗ウイルス耐性に関する研究、
- (d)勃発を最小化するための戦略開発、共同シミュレーション・机上訓練、
- (e)早期対応と封じ込め、
- (f)公衆衛生に関する法及び規制の策定における協力、
- (g)参加国により共同決定される他の協力分野。

本覚書に定められている協力の方法は次の事項を含み、これらに限定されない。

- (a)科学的・臨床プログラム、及び基礎研究プロジェクトにおける協力、
- (b)新型インフルエンザに関する問題を取り扱う共同ワーキンググループの設置、
- (c)緊急連絡及び相互協力のための連絡窓口の指定、

- (d)専門家の交流と専門スタッフのトレーニング、
- (e)互いの関心事項に関する活動を支持するための情報及び技術共有、
- (f)リスクコミュニケーションを取り扱うための事前の情報共有、
- (g)会合、学術会議、共同機上訓練、
- (h)関係政府高官の年次会合。

参加者はまた、他の適切な三カ国の機関や個人間の直接的な関係の構築を促進し円滑にすることを目的とする。

協力の各分野について、当初は（上記の）特定された分野において、参加者は、協力活動の実際的な実施の監視において、先導的な役割を担う適切な者を特定する。参加者の（指名を受けた）適切な者は、相手方とのコミュニケーション及び活動を協調させる責任を有し、互いに決定した責任事項を遂行する責任を有する。

本覚書に従って実行されるすべての活動は、三カ国の法及び規制に従って実施され、人材、資源、適切な資金の入手可能性を条件とする。本覚書の実施に必要な手続は、本覚書への署名に統いて、互いの優先事項に基づき、相互の協議を通じて、策定される。

本覚書の解釈及び、あるいは実施に関する議論は参加者間の協議を通じて友好的に解決する。

本覚書に基づく協力は、参加者による署名により開始し、期間は5年とする。本覚書は参加者の互いの同意により修正又することができる。

ソウルにて署名、2007年4月8日、英文

大韓民国保健福祉部のために 中華人民共和国保健省のために 日本国厚生労働省のために
リュ・シミン保健福祉部長官 ガオ・チャン衛生部長 柳澤伯夫厚生労働大臣

※ 英文との間で齟齬がある場合、英文を優先すること